

国土強靭化基本法案の早期成立を求める意見書

平成23年3月11日東日本大震災、同年9月当地方を襲った台風12号による紀伊半島豪雨災害など近年の自然災害の脅威を目の当たりにして住民の防災意識は高まりつつあるものの、その対策はいまだ確立されておらず、早急なる取り組みを求める声が多く上がっている。

脆弱と言わざるを得ない国土において、常に災害と背中合わせで、いつ来襲するかもわからない恐怖と不安に対して、自然災害から国民の生命と財産を守ることは、国的第一義的な責務であり、その責任において、ソフト面、ハード面における防災、減災対策の再構築は喫緊に取り組まなければならない政治課題であると考える。

いかなる災害の備えであっても、その完全なる到達点は見出せないものであるが、それゆえ異常気象による自然災害を初め、東海・東南海・南海の連動型地震、また大津波対策など総合的見地から防災・減災対策を継続的に講じていかなければならぬ現状にかんがみ、常に万全なる態勢のもと、最優先で広範多岐にわたる施策に取り組むことのできる環境整備が必要不可欠である。

よって、国においては災害に強い国土の形成と社会を再構築するため、今国会に議員立法として提出されている国土強靭化基本法案を早期に成立させ、防災・減災対策に係る法整備を早急に図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月27日

御坊市議会

衆議院議長	横路孝弘 殿
参議院議長	平田健二 殿
内閣総理大臣	野田佳彦 殿
総務大臣	川端達夫 殿
財務大臣	安住淳 殿
厚生労働大臣	小宮山洋子 殿

農林水産大臣 郡 司 彰 殿
経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿
国土交通大臣 羽 田 雄一郎 殿
内閣府特命担当大臣 中 川 正 春 殿
(防災担当)